

連合会と中央会を結ぶ

FAX 旬報

2016年2月14日 No.539号

< 随時発行 >

全国小売酒販組合中央会

Tel 03-3714-0172

Fax050-3730-1064

【皆様のご協力が必要です】

パブリックコメントの提出をお願いします

1月30日より【「酒類の公正な取引の基準」に関する通達】がパブリックコメント（意見公募）が行われ、様々な意見が行政へ寄せられています。

通達は、基準を行政機関がどう解釈し、運用するかを定めるものです。その運用により、基準の実効性を大きく左右します。

つきましては、中央会が提出したパブコメ（別紙参照）を参考とし、連合会、小売酒販組合、個人において、1件でも多くのパブコメをご提出いただきますようお願いいたします。皆様のご協力が不可欠です。ぜひ、お願いいたします。提出方法は以下の通りです。

● ウェブ

- 1) e-Gov（意見募集案件一覧）

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

- 2) キーワードで絞り込むに「酒税法」と入力
- 3) 「意見提出フォームへ」より必要事項を入力

● 郵送

郵便番号、住所（所在地）、氏名（団体名）、連絡先、提出意見を記入の上、下記送付先へお送りください。

（送付先）〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1

国税庁課税部酒税課審理係 御中

2月28日が提出の切となります。お早めをお願いします。

※ 些細なことでも結構です。パブコメに関する質問や疑問点がございましたら、中央会へご連絡ください。